最終更新日：2016年7月7日

セブンシーズホールディングス株式会社
代表取締役 藤堂裕隆
問合せ先：取締役経営企画部長 関裕司
証券コード：3750
http://www.sshd.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社グループは、企業活動を行うにあたり健全で公正な事業活動の執行、維持が極めて重要であると考えており、経営および業務全般につき透明性の確保と法令遵守を徹底しております。

当社の取締役会は、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の業務執行を相互に監督する機関として位置づけられております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1－2－4】
当社は、書面による議決権行使制度による議決権行使について、現在の議決権行使比率からみて、大きな支障はないと考えており、議決権の電子行使を可能とするための環境作り（議決権電子行使プラットフォームの利用等）を進める予定はありません。
　招集通知の英訳については、当社株主の海外投資家（外国籍の法人及び個人）の比率が1％未満であるため、実施しておりません。今後の株主構成の動向を踏まえ、検討してまいります。

【補充原則1－2－5】
当社では、株主総会における議決権は、株主名簿上に記載または記録されている者が有しているものとして、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等の実質株主が株主総会に出席し、議決権行使等を行うことは認めていません。現状、信託銀行等の株主は1％未満のため、上記対応で問題ないかと考えます。今後は、実質株主の要望や信託銀行等の動向を注視しつつ、実質株主の議決権の行使等に関して必要に応じて信託銀行等と協議し検討してまいります。

【補充原則2－5－1】
当社グループの規模に鑑み、現時点で独立した窓口を設置する必要性はないと考えています。現行の内部通報に係る社内規程では匿名でも可能となっており、不利益取り扱い禁止に関する規程も制度化して運用しています。

【基本原則3】
当社は法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供に関しては、近年グループ再編を実施してきた経緯もあることから、今後において主体的に取り組むことを検討していきます。

【補充原則3－1－2】
現時点では、当社株主の海外投資家（外国籍の法人及び個人）の比率が1％未満であるため、実施しておりません。今後の株主構成の動向を踏まえ、検討してまいります。

【補充原則4－1－2】
当社グループが中核事業としている債権管理回収業において、数年先の取得債権を合理的に見積ることが困難であり、また、債権の回収時期が前後することによる業績予想との乖離を考慮し、単年度のみの業績予想を開示しております。
　業績への影響が予想される事象については当社ウェブサイト等で適宜開示しております。中期経営計画の策定および開示については今後の課題であると考えております。

【補充原則4－1－3】
当社は、後継者の計画を重要な問題点と考えており、今後取締役会を通じて適切に検討してまいります。

【原則4－2　取締役会の役割・責務(2)】
業務遂行上の多様な提案活動は、会社の活性化・会社の持続的な成長に不可欠なものと認識しており、取締役会及び取締役への提案は随時受け付けています。また、取締役会や経営会議で承認された提案内容について取締役がこれを執行し、その実行責任を担っています。
　取締役の報酬については、当社グループは近年、グループ再編を実施してきた経緯もあり、現在の中核事業は事業展開して間もない状況に鑑み、現時点でインセンティブ等の報酬設定するのは現実的でないと考えています。

【補充原則4－2－1】
業績連動や自社株報酬など、健全なインセンティブが機能する仕組みにつきましては、今後必要に応じて検討してまいります。

【原則4－7　独立社外取締役の役割・責務】
現状、社外取締役は1名選任しているものの、独立社外取締役として届け出ておりません。
独立社外取締役として選任するにあたり、本原則に求められる役割・責務を果たすことのできる人材の選任を検討してまいります。

【原則4－8　独立社外取締役の有効な活用】
当社は、社外取締役を1名選任しており、その意義及び有用性については認識しております。独立社外取締役については、東京証券取引所の独立性基準だけでなく、実質的な判断を踏まえ、現状選任をしておりません。
原則4－7に記載のとおり、株主及び経営陣との間に立って、当社の持続的な発展に貢献していただける人材の選任を検討してまいります。

【補充原則4－8－1】
現状、独立社外取締役はおりませんので、独立社外取締役が複数となった時点で検討します。

【補充原則4－8－2】
現状、独立社外取締役はおりませんので、独立社外取締役が複数となった時点で検討します。

【原則4－9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、東京証券取引所の独立性基準を参考に、当社独自の独立社外取締役の独立性判断基準を策定することを検討し、各分野での経験と見識に基づく視点から経営の監督とチェック機能を期待して独立社外取締役を選任していきたいと考えています。

【補充原則4－10－1】
独立社外取締役が複数となった時点で、取締役の指名および報酬等の重要事項を検討する諮問委員会の設置を検討します。
取締役・監査役候補者の指名及び執行役員の選任については、社外取締役を含む取締役会において候補者の実績・経験・能力等を総合的に勘案の上、決定しております。
　また、報酬の決定については、株主総会で決定した限度額の範囲内で、取締役会において、会社の業績及び各取締役の会社への貢献度等を勘案し決定しておりますが、今後当社の状況に適した形態を検討していきます。

【原則5－2　経営戦略や経営計画の策定・公表】
当社は現段階において中期経営計画を公表しておりませんが、長期的な目標水準を明示するとともに、目標達成に向けた定性的、定量的根拠を日常のIR活動を通じ説明するよう検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1－4　いわゆる政策保有株式】
政策保有に関する方針およびその議決権行使についての基準は以下のとおりです。
・政策保有に関する方針
上場株式を保有しないことを原則とするが、業務提携その他経営上の合理的な理由から保有する場合には、目的に応じた保有であることを定期的に確認する。
・政策保有に係る議決権の行使についての基準
政策保有株式に係る議決権行使については個別に判断するが、対象企業の企業価値を毀損する可能性があると判断される議案については特に留意して判断する。

【原則1－7　関連当事者間の取引】
当社では、取締役及び取締役が実質的に支配する法人との競業取引及び利益相反取引は、会社の利益を保護するため、取締役会での審議・決議を要することとしています。

【原則3－1　情報開示の充実】
(1)経営理念は当社ウェブサイトにて開示しています。単年度の経営計画は開示しています。
(2)コーポレートガバナンスの基本方針を当社ウェブサイトに開示しています。
(3)株主総会で決定した限度額の範囲内で、取締役会において、会社の業績及び各取締役の会社への貢献度等を勘案し決定しています。
(4)取締役候補については、当社の指名基準に従って代表取締役が提案し、株主総会付議議案として取締役会で決議しております。また、監査役候補については、当社の健全な経営と社会的信用の向上に資する者で、客観的に監査を行うことができる候補者であるかを基準に選定し、監査役会で検討・同意した上で、取締役会にて最終的に決定しています。
(5)社外取締役候補者及び社外監査役候補者の選任理由を株主総会招集通知にて開示しています。

【補充原則4－1－1】
会社法、社内における決裁権限規程に基づき、それぞれの決定機関、決定者が審議・決裁しています。取締役会は法令や定款・決裁権限基準で定められた重要な事項を、公正な判断基準に基づき、意思決定しています。また、経営会議は社内取締役、経営幹部で構成され、決裁権限基準に定められたもの以外にも、取締役会で決議された事項の執行等を委任されています。

【原則4－8　独立社外取締役の有効な活用】
当社は、社外取締役を1名選任しており、その意義及び有用性については認識しております。独立社外取締役については、東京証券取引所の独立性基準だけでなく、実質的な判断を踏まえ、現状選任をしておりません。
原則4－7に記載のとおり、株主及び経営陣との間に立って、当社の持続的な発展に貢献していただける人材の選任を検討してまいります。

【原則4－9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、東京証券取引所の独立性基準を参考に、当社独自の独立社外取締役の独立性判断基準を策定することを検討し、各分野での経験と見識に基づく視点から経営の監督とチェック機能を期待して独立社外取締役を選任していきたいと考えています。

【補充原則4－11－1】
当社は、現在の事業の状況及を考慮し、取締役は3～5名、監査役3名程度が適正だと考えております。
　取締役候補の選任については、以下の基準に従って代表取締役が提案し、株主総会付議議案として取締役会で決議し、株主総会議案として提出しております。
（取締役候補の指名基準）
・心身ともに健康でバイタリティーがあること
・高い人望、人脈、品格、倫理観を有していること
・高い経営的知識と客観的判断能力を有するとともに、先見性、洞察力に優れていること
・取締役の職務執行に影響を及ぼすおそれのある利害関係・取引関係がないこと
・社内取締役においては、得意とする専門分野における能力・知識・経験・実績を有するとともに、業務全般を把握し活動ができるバランス感覚と決断力を有すること
・社外取締役においては、出身の各分野における豊富な経験と高い見識を有していること、当社取締役として職務遂行を行うための十分な時間が確保できること、独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言ができる資質を有していること
・その他、上場会社として経営の健全化と透明性の向上を図るコーポレート・ガバナンス構築の観点から、取締役に求められる資質を有していること

【補充原則4－11－2】
社外取締役及び社外監査役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及び東京証券取引所へ提出するコーポレートガバナンスに関する報告書を通じて、毎年開示しています。社外監査役3名のうち2名が、当社グループ以外の他の上場会社の社外取締役もしくは社外監査役を兼任していますが、社外取締役に関しては、当社グループ以外の他の上場会社の社外役員を兼任していません。

【補充原則4－11－3】

取締役会の実効性評価基準を作成し、実効性の分析・評価およびその概要の開示を行っております。

【補充原則4－14－2】
取締役、監査役のトレーニングにかかわる当社の方針は以下のとおりです。
・当社グループの事業にかかわる理解を深めるために必要な説明は、取締役会に対する定期的な報告の中で実施する他、取締役からの要望に応じて実施します。また、新任取締役に対してはその就任後すみやかに、当社グループの事業にかかわる説明を実施します。
・要望に応じて最新の法令などを学ぶ機会を会社が提供し、必要に応じて取締役会にて研修資料を配布します。
・監査役に対するトレーニングの方針は、社外の意見を経営に生かすための取締役(会)との連携を密にした意見交換を行い、また外部機関の開催するセミナーの紹介等、トレーニング機会に関する情報を提供しております。なお、その費用は当社が全額を負担します。

【原則5－1　株主との建設的な対話に関する方針】
当社は経営企画部をIR担当部署としており、株主からの面談に対応しております。また、情報開示に関しては、ディスクロージャー基本方針を制定し、当社ウェブサイトにて開示しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社リビルド	209,238	13.17
株式会社オフィスサポート	201,600	12.68
村上世彰	129,210	8.13
株式会社ATRA	125,730	7.91
株式会社レノ	110,970	6.98
中島章智	77,888	4.90
藤堂裕隆	35,200	2.21
三浦恵美	33,800	2.12
株式会社ベルーナ	30,000	1.88
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC)	26,600	1.67

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	3 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
中島章智	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中島章智		―――	当社は、社外取締役に対して、企業価値向上に向けた客観的な意見をいただくなど、公正中立な立場から経営監視の職務を適切に遂行していただくことを求めております。 中島章智氏は、中島・宮本・溝口法律事務所の弁護士として企業法務について専門的な知見を有しており、公正中立の立場から取締役の監視とともに、提言・助言をいただけることから選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している

定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会は、会計監査人である仁智監査法人と意見交換会を定期的に開催し、監査体制、監査契約、業務上および会計上の課題について情報を共有するように努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
矢島勝	他の会社の出身者													
松山昌司	公認会計士													
坂田靖志	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
矢島勝		―――	当社は、社外監査役に対して、業務の適正の確保及び企業価値向上向けた客観的な意見を いただくなど、経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、公正中立の立場から経営監視の職務を適切に遂行していただくことを求めております。 矢島勝氏は、長年にわたる金融業界において豊富な経験と幅広い知識を有しており、公正中立な立場から取締役の監視とともに提言・助言をいただけるため選任しております。
松山昌司	○	―――	当社は、社外監査役に対して、業務の適正の確保及び企業価値向上向けた客観的な意見を いただくなど、経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、公正中立の立場から経営監視の職務を適切に遂行していただくことを求めております。 松山昌司氏は、公認会計士・税理士としての専 門知識を活かし、公正中立な立場から取締役の監視とともに提言・助言をいただけるため選任しております。

			また、当社との間で特別な利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断したため、独立役員として指定しております。
坂田靖志		―――	当社は、社外監査役に対して、業務の適正の確保及び企業価値向上向けた客観的な意見を いただくなど、経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、公正中立の立場から経営監視の職務を適切に遂行していただくことを求めております。 坂田靖志氏は、公認会計士・税理士としての専 門知識を活かし、公正中立な立場から取締役の監視とともに提言・助言をいただけるため選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

会社状況に鑑み、実施しておりませんが、各取締役は自らの職責を十分認識の上、企業価値の向上に取り組んでおります。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬は総額で開示しており、個別開示は行っておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会開催にあたり、資料の事前配布、必要に応じて事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1、全般的なガバナンス体制
当社の取締役会は取締役3名(うち社外取締役1名)で構成されており、取締役会規則に基づき業務執行にかかわる重要事項の意思決定を行っております。
毎月1回定時取締役会を開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。また、毎月1回経営会議を開催しており、月次報告を行うとともに、業務状況の進捗や諸問題の情報共有の場として機能しております。

2、監査体制
当社は監査役会設置会社であります。監査役会は監査役3名（すべて社外監査役）で構成され、原則として月に1回監査役会を開催しております。監査役は、全員が取締役会に出席するほか、常勤監査役は経営会議等重要会議にも出席し、社外の専門的見地から助言・提言をいただくとともに、内部監査室および会計監査人である仁智監査法人と連携し、経営に対する監視機能の強化を図っております。

また、当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社におきましては、上記のような社外取締役、社外監査役を基本とした監査体制が、経営監視を図り、継続的な企業価値の向上と効率的な経営を推進するに十分な機能を有していると判断していることから、現状の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主に出席していただくよう配慮しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	適時開示資料を含め、株主の方にとって有益な情報を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画部内に担当者を配置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則ならびに金融商品取引法に基づき、以下のとおり当社及び当社子会社の業務の適正及び財務報告の信頼性を確保するための体制を整備する。

1．当社及び子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、株主の皆様やお得意様をはじめ、取引先、地域社会、社員等の各ステークホルダーに対する企業価値向上を経営上の基本方針とし、そのコンプライアンス体制確立の基礎として、「セブンシーズホールディングスグループ　企業倫理・法令遵守行動規範」を制定する。この規範は当社及び当社を会社法上の親会社とする企業集団（以下「当社グループ」という。）における全取締役及び使用人に徹底させるものとする。
また、当社及び当社グループは、社会秩序や企業の健全な活動に悪影響を及ぼす反社会勢力に対しては、一切の取引を行わず、組織的な対応を行う。

2．当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
イ．取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いは、経営意思決定の重要書類として「文書管理規程」に基づき所管する部署が保存及び管理を行う。
ロ．取締役の職務の執行に係る情報・文書についてはデータベース化を図り、当該各文書等の存否及び保存状況を素早く検索可能とする体制を構築し、適切な情報の保存及び管理を行うものとする。
ハ．前2項に係る事務は、当該担当取締役が所管し、イ．の検証及び見直しの経過、ロ．のデータベースの運用及び管理について統括する。

3．当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
イ．当社は、「リスク管理規程」に基づき、「リスク管理委員会」を設置し、当社グループの業務執行に係るリスクに関して、管理体制を構築する。
ロ．リスク管理部門として各セグメントにおける担当役員がリスクを統括し、リスクの識別、種類、特性、特定、評価、コントロール等の手法を理解し、適正な管理体制の整備・確立に向け、整備し、運用していく。
ハ．リスク管理部門は、万一リスクの発生が顕在化した場合は、「経営危機管理規程」に基づき、対応する。

4．当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
イ．当社は、定例の取締役会を原則月１回開催し、重要事項の決定及び各取締役の業務執行状況の監督等を行う。
ロ．取締役会への付議議案については、取締役会規則により定められている付議基準に則り提出され、取締役会における審議が十分行われるよう付議される議題に関する資料については事前に全役員に配付され、各取締役が取締役会に先立ち十分な準備ができる体制をとるものとする。
ハ．関係会社管理規程に基づき、子会社の経営の独立性を尊重する一方、子会社の経営に関する重要事項については、事前に当社への承認あるいは報告をもって、各社取締役会規則等に準じ、取締役会で決定する。

5．使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
イ．当社グループの従業員に法令・定款の遵守を徹底するため、従業員が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築するため、「内部通報規程」を制定する。
ロ．担当役員は、「セブンシーズホールディングスグループ　企業倫理・法令遵守行動規範」に従い、当社グループの担当部署にコンプライアンス責任者その他必要な人員配置を行い、かつコンプライアンス・マニュアルの実施状況を管理・監督し、従業員に対して「内部通報規程」のさらなる周知徹底を図る。

6．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
イ．当社グループの業務の適正については、「関係会社管理規程」に従い管理し、業務執行の状況について、総務経理部、経営企画部の各担当部が当社規程に準じて評価及び監査を行うものとする。
ロ．総務経理部、経営企画部の各担当部は、子会社及び関係会社に損失の危険が発生し、各担当部がこれを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、損失の程度及び当社に及ぼす影響等について、当社の取締役会及び担当部署に報告する体制を確保し、これを推進する。
ハ．グループ経営会議を原則月１回開催し、当社グループとの円滑な意思疎通を図ることにより、業務執行の監督を行う。

7．当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
イ．監査役会がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合には、当該従業員を配置するものとし、配置にあたっての具体的な内容（組織、人数、その他）については、監査役会と相談し、その意見を十分考慮して検討する。
ロ．監査役の職務を補助する使用人は、他部署の使用人を兼務せず、もっぱら監査役の指揮命令に従うものとする。

8．当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
イ．当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社グループの信用を著しく低下させる事項及び業績を著しく悪化させる事項を発見し、または確度高く予見したときは速やかに監査役に報告する。
ロ．当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととする。
ハ．前項の報告・情報提供としての主なものは、次のとおりとする。
1．当社の内部統制システムの構築・運用に関わる部門の活動状況
2．当社の子会社及び関係会社の監査役及び内部監査部門の活動状況
3．当社及び子会社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
4．業績及び業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
5．内部通報制度の運用及び通報の内容
6．監査役から要求された契約書類、社内稟議書及び会議議事録の回付
ニ．当社及び子会社は、内部通報制度の利用を含む監査役への報告を行ったグループ全社の取締役、使用人に対して、当該報告をしたことを理由とする不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役および使用人に周知徹底する。

9．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
イ．監査役が当社の監査体制と内部統制システムの体制との調整を図るため、必要に応じて代表取締役、内部監査室、総務経理部担当取締役、担当部長、グループ会社監査役をメンバーとする監査体制検討会を開催する。
ロ．同検討会のメンバーは、監査の実効性確保に係る各監査役の意見を十分に尊重しなければならない。
ハ．内部監査を所管する部門は、「内部監査規程」に則り、監査が実施できる体制を整備し、監査役との緊密な連携を図る。
ニ．監査役の職務を執行する上で必要な費用は請求により会社は速やかに支払うものとする。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当社及び当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、金融商品取引法及びその他関係法令等の適合性を確保する体制を整備するものとする。

参考資料「模式図」：巻末「添付資料」をご覧ください。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止する観点から、「セブンシーズホールディングスグループ 企業倫理・法令遵守行動規範」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決する、との基本方針を定めております。

反社会的勢力への対応については、コンプライアンスの一環として取り組んでおり、グループ会社のコンプライアンスの遵守状況を一元的に把握、管理する体制を構築し、具体的な実践計画において、「反社会的勢力との対決」をグループ共通の重要施策として位置付けております。
また、対応マニュアルの整備や研修実施等の体制整備に努め、個別事案に関しては、必要時応じて専門機関とも連携し、公明正大に対処しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

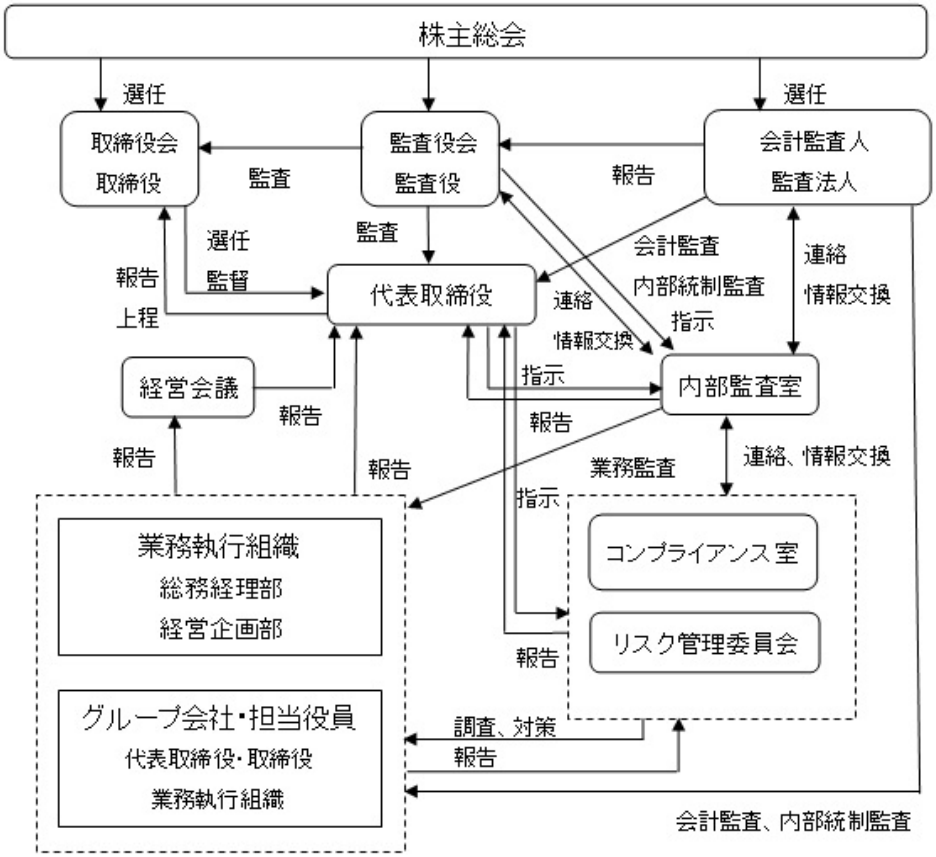
適時開示体制の概要
当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。
当社グループは、上場会社としての社会的責任を十分に認識しており、経営の違法性、公正性の確保の向上を図るため、法令や証券取引所が定める適時開示規則などに従い、迅速かつ適切な情報開示の充実に努めるとともに、コーポレート・ガバナンスが機能するための内部統制システムの整備により、株主や投資家等の視点に立ったタイムリーなディスクロージャーを目指しており、適時情報開示に関する業務並びにインサイダー情報の管理、統括業務は当社経営企画部を中心として、当該業務を行っております。
情報開示の内容により、次のような体制をとっております。

1. 決定事実
重要な決定事実については、(1)原則として毎月1回、監査役も出席し開催する定時取締役会、(2)必要に応じて臨時取締役会を開催することにより、迅速な決定をしております。
決定された重要事実について、株式会社と東京証券取引所の適時開示規則(以下「適時開示規則」といいます。)に従い、開示の必要可否を管理管掌役員を中心に検討し、開示が必要となる場合には、迅速に行うよう努めております。また、必要に応じて弁護士と協議を行い、正確かつ公平な会社情報を開示することに努めております。

2. 発生事実
重要事実が発生した場合は、当該事実が発生した部署から速やかに経営企画部及び総務経理部に情報が集約され、取締役に対して情報が報告されるとともに、適時開示規則に従い、開示の必要可否を管理管掌役員を中心に検討し、開示が必要となる場合には、迅速に行うよう努めております。

3. 決算に関する情報
決算に関する情報については、総務経理部において決算財務数値を作成し、監査法人による監査を受け、決算に関する取締役会において承認さ
れ、決算情報を開示しております。
また、業績予想の修正等については、経営企画部が業績の進捗状況を把握し、取締役に対して情報が報告されるとともに、適時開示規則に従い、開示の必要可否を管理管掌役員を中心に検討し、開示が必要となる場合には、取締役会において承認後、迅速に行うように努めております。

4. その他の情報
経営企画部及び総務経理部において会社情報の内容を検討し、取締役及び管理管掌役員の承認を経て、迅速に行うよう努めております。


株主総会
選任
選任
取締役会
取締役
監査
監査役会
監査役
報告
会計監査人
監査法人
選任
監督
監査
報告
上程
代表取締役
連絡
情報交換
会計監査
内部統制監査
指示
連絡
情報交換
経営会議
報告
指示
内部監査室
報告
報告
報告
業務監査
連絡、情報交換
指示
業務執行組織
総務経理部
経営企画部
コンプライアンス室
リスク管理委員会
報告
グループ会社・担当役員
代表取締役・取締役
業務執行組織
調査、対策
報告
会計監査、内部統制監査